

<研究ノート>

遺族年金における生計維持要件の養子 及び孫への適用事例

河 谷 は る み

Adopted Children and Grandchildren's Cases of Receiving
Survivors' Pensions for Surviving

Harumi Kawatani

I. はじめに

遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた所定の遺族に給付される（国年37条、厚年58条）。遺族厚生年金の受給資格の順位は、死亡した者に生計を維持されていた①子のある妻、または子、②子のない妻、③55歳以上の夫または父母、④18歳未満の孫、⑤55歳以上の祖父母である。この場合の「子」とは、遺族基礎年金と同じく18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子である。遺族給付が支給される範囲（国年37条の2、厚年59条）にある「子」には「養子」も含まれる（民809条）。養子は、養子縁組の日から血縁関係におけるのと同様の親族関係が生ずるが（民727条）、届出によってその効力が生じる（民799条、739条）。届出をしていない事実上の養子は「子」ではないので、遺族給付は支給されない⁽¹⁾。

ILO（International Labour Organization, 国際労働機関）の「社会保障の最低基準に関する条約第102号（1952年第35回ILO総会で採択）」60条1項は、「遺族給付」の給付事由について「適用を受ける事故は、被扶養者の死亡の結

果その寡婦または子が被る扶養の喪失とする。」と規定したことから、「遺族」の一般的な意義は「扶養の喪失」とされている⁽²⁾。

本稿は、遺族年金における生計維持要件の養子及び孫への適用事例に焦点をあて、それぞれの判決における認定事実を確認する⁽³⁾。「子」は、遺族年金の受給資格者の順位第1位であるが、取り上げる判例は「養子」の判断である。また孫の判例は、裁判所が生計維持要件のひとつである生計同一要件の存在を「推定」から判断した。ともに生計維持要件の適用事例としては、珍しい判決であることから、その賛否を含めて整理したいと思う。

Ⅱ. 生計維持要件をめぐる養子と孫の判例

1. 遺族共済年金請求棄却決定処分取消請求事件

【東京地方裁判所（平成23年（行ウ）第534号）平成25年5月22日判決】

本件は、公立学校共済組合の組合員であった者で退職共済年金の受給権者であったAが死亡したことから、同人の養子である原告Xが、被告Y（公立学校共済組合）に対し、地方公務員等共済組合法（以下「地公共法」という。）に基づく遺族共済年金の決定の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、Yから、Xについては、Aの死亡の当時Aによって生計を維持していた者に当たるとは認められず、地公共法2条1項3号の遺族に該当しないとして、平成22年3月17日付けで本件請求を棄却する決定（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分の取消しを求めた事案である⁽⁴⁾。

前提事実として、AはXの祖母Bの兄であり、婚姻をしなかった。AはXが4、5歳となった頃から、Xを養子とする意向を有していた。Xの両親は、平成17年5月4日、協議上の離婚の届出をし、Xの住民票は同月11日に勝山市の住民となり、世帯主はXの母親Cであった。平成19年に入り、Aががんに罹患していることが判明した。AとXは、平成19年6月29日養子縁組の届出をした。Aは、平成20年11月23日に死亡した。

本件の争点は、本件処分の適法性であり、具体的には、XがAの「遺族」（地

公共法2条1項3号)に該当するか否か、すなわち、XがAの死亡の当時Aによって生計を維持していた者に当たるかどうかである。

地公共法2条1項3号は、同法における「遺族」の意義につき、組合員であった者の子で、組合員であった者の死亡の当時「その者によって生計を維持していた」もの等をいう旨を定めている。同条2項による委任に基づき、地方公務員等共済組合法施行令(以下「地公共法施行令」という。)4条は、地公共法2条1項3号の遺族につき、当該組合員であった者の死亡の当時その者と「生計を共にしていた」者のうち総務大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として総務大臣が定める者とする旨を定めている。

地方公務員等共済組合法運用指針は、遺族に係る生計を維持することの認定に関しては厚生年金保険における生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いの例によるものとする旨を定めている。この「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(以下「認定基準」という。)は、遺族厚生年金の受給権者等の生計維持認定対象者に係る生計関係の認定につき、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者として生計維持関係があるものと認定する。

生計同一要件とは、死亡者と生計、つまり家計を同じにしていたかどうかである。生計同一要件は、生計維持認定対象者が「子」である場合、(ア)単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、(イ)生活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや定期的に音信、訪問が行われていることのような事情が認められ、(ウ)当該やむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにするなど認められるとき等と定められている。

裁判において、原告X及び被告Yは、以下のとおり主張した。

Xの主張は、次のとおりである。「遺族であるかどうかは、一般に、生計維持要件の認定基準に照らして判断されるところ、本件におけるその検討については、次のとおりである。Xは、A死亡当時小学2年生であり、養子縁組により学籍を異動するのは教育環境上適切ではなく、C及び祖父母の監護の下就学を継続する必要があったため、また、Aは約1年半にわたって病気(肺がん)

療養中であり、死亡時には入院中であつたため、やむを得ず、AとXは同居していなかつたものである。(中略) Aは未婚で子供がいなかつたため、Xが生まれたときから、Xを養子縁組する意思があつたこと、Aの生前、AとXとは実の親子のように仲むつまじく過ごしていたことに照らせば、Xの就学の事情、Aの病氣療養の事情が消滅したときは、AとXとが起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるものである。Yは、XとAにつき、①従前より養子縁組を結び、健全な生活を営んでいた親子が養父の病氣療養を理由に一時的に別居を余儀なくされたものであること、②養子縁組の前後を通じて同居したこと、といった事情が認められないことを挙げて、Aの病氣療養という事情が消滅したとしても、Xが勝山市に居住する必要がある事情が消滅するとは考え難いと主張するものであるが、上記①、②の要件は、生計維持要件には明記されていないし、そのような養親子関係しか「遺族」しか認めないとする合理的な理由はない。Yは、Aの病氣療養という事情が消滅したとしても、Xが勝山市に居住する必要がある事情が消滅するとは考え難い旨主張する。しかしながら、認定基準の「やむを得ない事情」は、「病氣療養」に限られず、「就学」も含まれている。Yも指摘するとおり、Xを通学中の小学校の長男とともに通わせるために勝山市の住民である必要があつたことが、Aの住所とXの住所が異なることになった理由であるところ、これは「やむを得ない事情」としての「就学」に該当する。したがって、Aの病氣療養という事情のみならず、Xの就学の必要という事情を加えた2つの事情が住所を異にする「やむを得ない事情」であつたのであるから、Aの病氣療養という事情が消滅しただけではXがAと同居できないとしても、それはまだ「やむを得ない」事情が消滅したとはいえないものである。(中略) XがAの遺族に当たるかどうか、すなわち、Aの死亡当時、XがAによって生計を維持していた者に当たるかどうか(地公共法2条1項3号)は、地公共法施行令4条により、Aの死亡の当時XがAと生計を共にしていたかどうかで判断され、この点に関しては、運用方針及び認定基準が示されているところ、これはあくまでも地公共法の定める生計維持要件・生計同一要件の認定のための「運用方針」及び「認定基準」とどまるものであり、それ自体が法規ではない。要は、社会通念に照らして、対象者が

組合員によって生計を維持されているといえるかどうかが重要である。】。

これに対して被告Yの主張は、次のとおりである。「地公法に定められた遺族共済年金は、元組合員によって扶養されていた（生計を同一にしていた）子供が扶養者である元組合員が死亡したことにより経済的窮地に陥らないようにするために、地方公務員の相互救済を目的として支給されるものである。したがって、当然のことながら、単に親子関係にあったということではなく、元組合員によって扶養されていたという客観的事実が支給要件として重きをなす。Xは、A死亡の当時、Aと住民票上同一世帯に属しておらず、また、住所が住民票上同一という関係にもなかった。Xは、Aと現に起居を共にしていなかったため、「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき」にも該当せず、結局のところ、XとAとの生計同一関係が認められるためには「単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」に該当する必要がある。しかしながら、本件においては、次のような事情がある。XとAとの養子縁組は、Aが亡くなる原因となった肺がんの発病と同じくしてなされており（中略）XとAは、従前より養子縁組を結び、健全な生活を営んでいた親子が、養父の病気療養を理由に一時的に別居を余儀なくされたものではなく、養子縁組の前後を通じて一度も同居していない。（中略）Aの病気療養という事情が消滅したとしても、Xが勝山市に居住する必要がある事情が消滅するとは考え難い。したがって、こうした客観的事実から判断すれば、Aの病気療養という事情が消滅したときに、XとAが常態として起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすることは認められない。（中略）よって、Xは、地公法2条1項3号の「遺族」には該当しない。】。

東京地裁は、両者の主張につき次のとおり判断し、Xの本件請求を認容した。「認定基準は、遺族厚生年金の受給権者等の生計維持認定対象者に係る生計関係の認定につき、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があるものを認定するものとし、このうち、生計同一要件については、生計維持認定対象者が子である場合に関し、単身赴任、就学又は病気療養等の

やむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや定期的に音信、訪問が行われていることのような事情が認められ、当該やむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき等が定められている。(中略) XとAの縁組の届出がされた当時、Aがその罹患していたがんの検査や治療のために入退院を繰り返してXの世話をすることができない状況にあった上、Xが小学校2年生であってCが必要な年齢であったことや、Xが通っていた小学校を変えることなく兄Dと同じ小学校で就学するためには勝山市を住所とする必要があったことから、Xは、Aと同居せずに、かねて住民票において住民となったものと記載されていた勝山市において、従前どおりCらとの同居を続けることになったのであるから、XとAの住所が住民票上異なっていたことについては、Xの当面の就学及びAの病気療養というやむを得ない事情によるものを認められる。(中略) ①AはXが幼少である頃からXをかわいがり、XもAに懐いており、Xとの縁組が実現に向けて進んでからは、Aは、療養中であるにもかかわらず、Xとの実質的な交流を維持することに取り組むなどしており、AのXとの親子関係の構築に向けた意思は真しなものであって、縁組の届出の前後において、両者は実質的な交流を持ち、情愛をもって関係を構築していたといえること、②XとAの縁組の届出がされた当時、両者の住所が住民票上異なり、起居を共にしていなかったのは、前記(イ)に述べたような事情によるものであり、その実質的な親子関係の存在に格別疑念を差し挟むべき余地はないこと、③Aは、がんの治療が奏功して回復すれば、Xと同居する意向を有していたし、XがC及びDとともに福井市においてAと同居するという話もされていた上、そのことについては、Cの兄がいずれ祖父母の家を継ぐべく戻ってくるという話もあったことから、実現する可能性が相当に高い話であったともいい得ること、④Xを養子とすることについて家庭裁判所の許可を得るためにAが作成して提出した「養子縁組の許可申請書提出について」と題する文書には、「私が病の為に養育費が無理との事ですが、せめて今私の出来ることは、経済的な面での養育の義務を果たすことと考えます。」等と記載されているが、同文書の内容を全体として見ると、上記の記載は、A

が自己の病状の進行が最悪の経過を経た場合を想定してもなおXを養子とすることがその福祉にかなうものであることを説明したものと解するのが相当であり、縁組の届出をした当時の実際の病状は上記で想定されていた程度の重篤なものではなかったことは、前記(1)に認定したとおりであって、そのような病状を前提とすると、A及びC等が上記③に述べたように考えていたとしても、不合理ないし不自然なものとはいい難いこと等からすれば、本件において、Xの勝山市での就学の当面の継続に係る事情の消滅ないし改善があったときは、AとXとが福井市において起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすることになったものと認定することは妨げられないというのが相当である。(中略)本件では、Xについて、認定基準2(2)①ウに定めるところを満たし、既に認定した諸事情によれば、Xは、Aの遺族(地公共法2条1項3号、地公共法施行令4条)に該当すると認められる。したがって、本件処分は違法であるといわざるを得ず、取消しを免れない。」。

日本の養子制度は、①後継ぎや扶養を目的とする成年養子と、②家族関係を安定させることを目的とする連れ子養子や相続をみこした孫養子を中心とする未成年養子縁組で占められており、③要保護児童のための養子は例外的である。養子縁組の内容をみても、当事者の合意だけで縁組が成立し、協議による離縁も認められ、縁組の要件として親子の年齢差は必要ではなく、縁組の効果として養子と養親の血族との間に親族関係が発生する一方、実親との法的親子関係も存続するなど、①を前提とした制度となっている⁽⁵⁾。

筆者は、東京地裁判決の結論を妥当と考える。生計同一要件のなかで、単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっていること、当該やむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき等、に重きを置いて総合的に判断されているからである。

具体的には、Aががんに罹患してXの世話をできないことやXが小学校2年生であるという年齢と就学の事情から「やむを得ない事情」とし、養子縁組の届出前から、XはAと実の親子のように仲むつまじく過ごしていたという事実から、Xの就学の事情とAの病気療養の事情が消滅したときは、XとAが「起

居を共にし、消費生活上の家計を一つにする」と判断している。

生計同一要件の「生活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや定期的に音信、訪問が行われていることのような事情が認められ」の部分も争いはあった。しかし、筆者は「やむを得ない事情」と「当該やむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにする」と認められるとき」の2点に問題の焦点を絞り込んだため、本稿では省略した。

2. 遺族厚生年金不支給処分取消請求事件

【東京地方裁判所（平成25年（行ウ）第487号）平成27年2月24日判決】

本件は、老齢厚生年金の被保険者であり平成23年6月26日に死亡したA（以下「亡A」という。）の孫である原告X（平成8年4月17日生）が、Xは亡Aの死亡当時亡Aによって生計を維持していたものであって、厚生年金保険法（以下「法」という。）59条1項、同法施行令（以下「施行令」という。）3条の10に定める遺族厚生年金の受給要件を満たすとして、被告Y（厚生労働大臣）に対し、遺族厚生年金の裁定請求をしたところ、Yから遺族厚生年金を支給しない旨の決定（以下「本件不支給決定」という。）を受けたことから、本件不支給決定の取消しを求めるとともに、申請型の義務付けの訴えとして、遺族厚生年金支給決定の義務付けを求めた事案である⁽⁶⁾。

争点は、Xは法59条1項にいう「被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたもの」との要件を充足するか、である。

裁判において、原告X及び被告Yは、以下のとおり主張した。

Xの主張は、次のとおりである。「共働き夫婦の場合、夫が死亡し、妻に約800万円の年収があっても、配偶者間で生計維持関係が認められ、妻に遺族厚生年金が支給される。この場合において、夫の収入が少なく、事実上妻が夫を扶養していても、生計維持関係が認められ、遺族厚生年金が支給される。（中略）他方、祖母と孫の間においては、民法877条1項が「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と規定し、施行令3条の10も配偶者と孫を同列に扱っているにもかかわらず、祖母が孫の衣食住といった生活の根幹

に関わる費用を負担し、扶養していた実態を立証しなければ被生計維持者と認められないとするのは、配偶者間の認定と著しくかい離して整合性を欠き、平等原則に反する。(中略)原告の両親には前記(1)のとおり、年約130万円の所得しかないから、本件通知の生計維持認定対象者(関係法令等の定め(4)ア)のただし書にいう「実態と著しく懸け離れたもの」に該当するとは認められない。また、約800万円の年取がある配偶者間に生計維持関係を認めながら、祖母と孫の間では孫の両親が健在で少額の収入があれば「社会通念上妥当性を欠く」と認定されるのは合理性を欠くものである。(中略)被告の主張を前提とすると、孫の父母が生存している場合、孫と祖父母間に生計維持関係を認めること自体が「実態と著しく懸け離れた」、「社会通念上妥当性を欠く」ことになるが、そうであるならば、法59条の遺族の範囲に「孫」を加える必要はないはずである。」。

これに対して被告Yの主張は、次のとおりである。「Xは、亡Aの死亡時において、亡Aのみではなく、Xの父母とも同居していたところ、社会通念上、父母に収入がある場合、その子は第一義的には父母の収入によって生活を維持しており、仮に祖父母からの支援があったとしても、それは父母の収入を補完する援助の性質を有するにすぎないと認められることが多い。この点、父Bは、平成22年度及び平成23年度に確定申告を行っているところ、これらの確定申告において、X、兄D及び母Cについて、扶養家族としていることが認められるのであるから、Xの一家においても、上記のような社会通念が妥当していたことがうかがわれる。(中略)未成年の子の生計を維持すべきであるのは、社会通念上、第一義的には子の監護義務(民法820条)を負う親権者たる父母(同法818条1項)であり、たとえ祖父母等が孫と同居し、かつ、孫に対する経済的支援をしていたとしても、その孫の生計維持は当該孫の父母によってされるべきである。法も、孫は、配偶者、子又は父母の先順位者が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、遺族厚生年金を受けることができる遺族としなるとしているところ(59条2項)、これは、孫の生計はその父母が維持すべきことを前提に、これをその父母ではなくその祖父母が維持していると認められる場合に初めて、その孫にも受給権が認められることを明らかにしたものであ

る。(中略) 父母に一定の収入がある場合、子はその父母の収入によって生活を維持していると認められるべきであり、仮に祖父母からの経済的支援があったとしても、それは父母の収入を補完する援助の性質を有するにすぎないと認められることが多いのであって、祖父母から経済的支援があったことをもって直ちに祖父母と孫の生活維持関係が認められることにはならない。】。

東京地裁は、両者の主張につき、次のとおり判断した。「夫婦間の経済的依存関係は密接であり、かつそれが長期にわたり継続すると考えられる以上、被保険者等の死亡当時において、被保険者とその配偶者である支給対象者が生計同一関係にあり、かつ支給対象者が高額年収(850万以上)を将来にわたって得ると認められないときには、一方の収入がなくなれば他方の生計維持に支障を来すことになるであろうから、かかる事情の存在をもって生計維持関係の存在を推定することには合理性があるものと解される。(中略) 他方、支給対象者が孫である場合についてみると、支給対象者が孫(法59条によれば原則として18歳未満の者である。)である場合に、その者に年850万円以上もの収入があるとは通常考えられない以上、孫については、被保険者等と生計を同一にしていれば当然に支給対象と推定される結果となる。(中略) 孫の生計維持に一次的に責任を負うのはその父母と解されるにもかかわらず、当該孫とその父母との生計の同一のいかんや、当該父母の収入や資産の状況いかんといった事情を何ら考慮することなく、単に孫が祖父母と生計と同一にしているということだけで、孫が祖父母により生計を維持していると推認するのは、法59条に定める生計維持要件の解釈に照らして不合理というべきである。そうすると、孫が支給対象者である場合については、施行令3条の10は、法59条4項の委任の範囲を逸脱したものといわざるを得ないのではないかと考えられるが、仮にそこまでいい切れないとしても、その推定力は弱いものといわざるを得ず、当該孫の父母の資力等の諸事情のいかんにより、その推定は覆されるものと解するのが相当である。】。そして、Xの訴えを棄却した。

筆者は、東京地裁判決の結論を妥当と考える。亡Aの死亡当時、Xの生計を維持する立場にあったのは、Xの父B(世帯主)であるからである。Xは、当時中学3年生であるため、生計同一要件のみ(収入要件はなし)で、支給対

象者として「推定」される。ただしXは、亡Aの死亡当時、Bとも生計を同一にしていた。Bは健在で、3年前に退職した後の年間所得は130万円程度であったものの、自宅土地建物を所有し、株式、預貯金を併せて3,000万円程の資産を有するなどしていた。また亡Aは、年額125万円程度の年金収入以外に収入がなく、亡A名義の普通預金口座から、Xの学校関係費用の引き落としが毎月数千円程度されていたが、それ以外に亡Aから具体的にどのような形で援助がされていたかは判然としていない。亡Aの年金が、家族の生活の費用の一部には充てられていたのかもしれないが、これは「推定」である。実際、Xの学校関係費用は、亡Aの普通預金口座から引き落としがなされていた。しかしその開始時期は、Bが役場に勤務しているときからではなく、役場を退職して社会保険労務士事務所を開業した後の平成21年1月27日からである。また最高でも毎月1万円以内の学校関係費用であるならば、Xの母C（専業主婦）も働いて、この費用を準備することは可能だったのではないかと推定できる。以上のことから、Xが生計同一要件を充足しているという「推定力」は弱いと判断できる⁽⁷⁾。

Ⅲ. むすび

最初の遺族年金の判例は、退職共済年金の受給権者であった者の「養子」が「遺族」に該当するか否か、つまり組合員の死亡の当時、組合員によって生計を維持していた者に当たるかどうか（生計維持要件を満たすかどうか）が争われたものである。事例判断ではあるが、これまで「養子」が正面から問題となった裁判例は見当たらない。

もうひとつの判例は、老齢厚生年金の被保険者の「孫」が原告で、裁判所は生計維持要件のひとつである生計同一要件の存在を「推定」から判断した。遺族年金の支給対象者の順位の第1位は「子（養子を含む）」、「孫」は第4位である。原告の「孫」が「子」であった場合、裁判所は生計同一要件の推定を「孫」と同じ判断としたであろうか。また遺族厚生年金を受けることができる遺族が「孫養子」の場合は、どのように判断したであろうか。

前述したとおり、「遺族」の一般的な意義は「扶養の喪失」である。遺族給付の受給資格として、生計維持要件が付けられているのは、被保険者等の死亡によって生計の途を失う者—すなわち生活保障の必要性がある者—に限って、遺族給付を支給しようとするものである⁽⁸⁾。そのため、遺族年金の生計維持要件は、受給権者の順位に限らず、遺族のニーズに基づいて、慎重に判断されなくてはならないと考える。

-
- (1) 堀勝洋『年金保険法〔第4版〕—基本理論と解釈・判例』(法律文化社、2017(平成29)年)500頁。
 - (2) 高橋武『国際社会保障法の研究』(至誠堂、1968(昭和43)年)149頁。
 - (3) 孫の判例について、河谷はるみ「遺族年金における遺族概念の社会的変容—生計維持要件を中心に—」(九州看護福祉大学紀要 Vol.18、2018(平成30)年)のなかでは、生計同一要件と例外条項に関する判例として検討した。ワークライフバランスの推進や女性活躍推進法の施行など、女性の就労環境を整備する立法議論が続くなか、これらの社会的変容を踏まえた遺族概念や生計維持要件の検討が急務であると結論づけた。
 - (4) 本判決は「判例タイムズ」No.1405(2014(平成26)年12月号)100頁～109頁から引用した。
 - (5) 二宮周平『家族法第5版』(新世社、2019(令和元)年)205頁～206頁。
 - (6) 最高裁判所「遺族厚生年金不支給処分取消請求事件 平成27年2月24日 東京地方裁判所」https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/224/085224_hanrei.pdf(最終閲覧:2020(令和2)年5月15日)
 - (7) 河谷(3)、前掲書、68頁～69頁。
 - (8) 堀(1)、前掲書、501頁。